

## 入院時の食事代・居住費の変更

## 高額療養費の自己負担限度額の変更



### 後期高齢者医療被保険者の入院時の食事代・居住費の変更

#### 今回の変更の対象となる人

後期高齢者医療被保険者

入院したときの食事代(食事療養標準負担額)、療養病床に入院したときの居住費(生活療養標準負担額)が次のとおり変更となりました。

#### 一般病床に入院したとき

適用区分		1食当たりの食事代
現役並み所得者 課税所得145万円以上	一般 課税所得145万円未満	<平成30年4月～> 460円 ※① ※変更前は360円
低所得Ⅱ 住民税非課税		
低所得Ⅱ 住民税非課税	過去12カ月の入院日数が90日以内	210円
	過去12カ月の入院日数が90日超 (長期入院該当)	160円
低所得Ⅰ 住民税非課税(所得が一定以下)		100円

※① 指定難病患者、一定期間精神病床に入院中などの人は、260円の場合もあります。

#### 療養病床に入院したとき

##### ●入院医療の必要性が低い人

適用区分	1食当たりの食事代	1日当たりの居住費
現役並み所得者 課税所得145万円以上	460円 ※①	<平成29年10月～> 370円 ※変更前は320円
一般 課税所得145万円未満		
低所得Ⅱ 住民税非課税	210円	
低所得Ⅰ 住民税非課税(所得が一定以下)	130円	
老齢福祉年金受給者	100円	0円

※① 保険医療機関の施設基準などにより、420円の場合もあります。

##### ●入院医療の必要性が高い人

適用区分	1食当たりの食事代	1日当たりの居住費 ※①
現役並み所得者 課税所得145万円以上	<平成30年4月～> 460円 ※② ※変更前は360円	<平成30年4月～> 370円 ※変更前は200円
一般 課税所得145万円未満		
低所得Ⅱ 住民税非課税	210円	
	160円	
低所得Ⅰ 住民税非課税(所得が一定以下)	100円	

※① 指定難病患者、老齢福祉年金受給者は0円です。

※② 指定難病患者、一定期間精神病床に入院中などの人は、260円の場合もあります。

※③ 長期入院該当の認定を受けている「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関の窓口に表示した場合

# 70歳以上の人の高額療養費の自己負担限度額が変更

## 今回の変更の対象となる人

### 70歳以上の人

65歳以上で一定の障がいがあり、後期高齢者医療制度に加入している人も対象

※70歳以上の低所得者、70歳未満の人は対象外

高額療養費制度は、1カ月に支払った保険診療の医療費が高額となり、個人または世帯の所得に応じて決められた自己負担限度額を超えた場合に、その上限を超えて支払った金額を払い戻す制度です。

今回の高額療養費制度の変更により、平成30年8月から自己負担限度額が次のとおり変更となります。

### <平成30年7月までの上限額(70歳以上)>

適用区分	月単位の自己負担限度額		医療機関などの窓口で提示が必要なもの
	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)	
現役並み所得者 課税所得145万円以上	57,600円	80,100円+ (医療費-267,000円)×1% [多数回該当の場合44,400円 ※①]	健康保険証 高齢受給者証
一般 課税所得145万円未満	14,000円 年間上限額 ※② 144,000円	57,600円 [多数回該当の場合44,400円 ※①]	
低所得Ⅱ 住民税非課税	8,000円	24,600円	健康保険証 高齢受給者証 限度額適用・標準負担額減額認定証
低所得Ⅰ 住民税非課税(所得が一定以下)		15,000円	

### <平成30年8月からの上限額(70歳以上)>

適用区分	月単位の自己負担限度額		医療機関などの窓口で提示が必要なもの
	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)	
現役並み所得者Ⅲ 課税所得690万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1% [多数回該当の場合140,100円 ※①]		健康保険証 高齢受給者証
現役並み所得者Ⅱ 課税所得380万円以上	167,400円+(医療費-558,000円)×1% [多数回該当の場合93,000円 ※①]		
現役並み所得者Ⅰ 課税所得145万円以上	80,100円+(医療費-267,000円)×1% [多数回該当の場合44,400円 ※①]		健康保険証 高齢受給者証 限度額適用認定証 ※③
一般 課税所得145万円未満	18,000円 年間上限額 ※② 144,000円	57,600円 [多数回該当の場合44,400円 ※①]	健康保険証 高齢受給者証
低所得Ⅱ 住民税非課税	8,000円	24,600円	
低所得Ⅰ 住民税非課税(所得が一定以下)			15,000円

新たに提示が必要になりました

※① 過去12カ月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり上限額が下がる

※② 1年間(8月～翌年7月)の外来(個人ごと)の自己負担額の合算額に、年間144,000円の上限あり

※③ 平成30年8月以降、適用区分が「現役並み所得者Ⅰ・Ⅱ」で、ひと月にひとつの医療機関での支払いが高額になる可能性のある人は、「限度額適用認定証」の交付を申請してください。医療機関などで提示されない場合、支払い額が高額になる場合があります(その場合でも、上限額を超えて支払われた額を後日払い戻すよう申請することは可)。

### 「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付申請について

「限度額適用認定証」(住民税非課税世帯の人は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」)の交付を事前に申請し、医療機関などに提示することで、窓口での支払いが自己負担限度額までになります。

●医療費の支払いが高額になる見込みの人は、市民課(市役所1階)で申請してください。

●「限度額適用認定証」などの有効期限は、毎年7月31日です。すでにお持ちで、引き続き必要な人は、更新申請をしてください。

#### 申請・更新申請に必要なもの

- ▷国民健康保険または後期高齢者医療制度の被保険者証
- ▷運転免許証などの本人確認書類
- ▷マイナンバー確認書類
- ▷印鑑
- ▷限度額適用認定証など(前年に交付を受けた人)

※申請・更新申請の手続きは郵送でもできます。

※国民健康保険税、後期高齢者医療保険料に未納があるときは、交付できない場合があります。